

北関東防衛局達第 6号
改正 平成23年 4月 1日北関東防衛局達第27号
改正 平成27年10月 1日北関東防衛局達第 7号

訟務室の設置に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 徳地 秀士

訟務室の設置に関する達

(設置)

第1条 北関東防衛局の所掌事務に係る訴訟に関する事務を一元的、かつ、適正に処理するため、北関東防衛局に、当分の間、訟務室を置く。

(構成)

第2条 訟務室は、室長及び室員をもって構成する。

2 室長は、総務部訟務官をもって充てるものとし、室務を掌理する。

3 室員は、企画部地方調整課の訟務専門官及び北関東防衛局長の指定する者をもって充てる。

(運営)

第3条 北関東防衛局の所掌事務に係る訴訟に関する事務のうち、総務部の所掌に係るものにあつては総務部長が、企画部の所掌に係るものにあつては企画部長が、調達部の所掌に係るものにあつては調達部長が、管理部の所掌に係るものにあつては管理部長が、装備部の所掌に係るものにあつては装備部長が、それぞれ室長を監督する。

(関係部課等の協力)

第4条 室長は、訟務室の所掌事務の遂行上必要がある場合には、関係部課の長並びに各地方防衛事務所長及び出張所長（以下「関係部課等の長」という。）に協力を求めることができる。

2 関係部課等の長は、訟務室の所掌事務の円滑な遂行に協力しなければならない。

(雑則)

第5条 訟務室の運営に関し必要な事項は、北関東防衛局次長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日北関東防衛局達第27号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日北関東防衛局達第7号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。